

2017 年第 2 回学習会「NHK 受信料とは何か」の概要

弁護士の辰巳です。奈良で受信料裁判をやっています。私たち弁護士は、受信料の一般的な話をするのではなく、具体的な事件があって、はじめて受信料についての本質とは何かを明らかにしなければならない裁判がたまたまめぐってきて、この問題に取り組むことになりました。この奈良受信料裁判は、6 人の大弁護団を組んでいます。

まず法律から考えていくのですが、受信料そのものが、法律にどのように定められているのか、を検討することになります。放送法を見ると受信料の支払い義務を直接明記した条文というのは無く、放送法には受信料を定義する規定也没有ありません。

では、受信料はどこから導けばよいのか、放送法 64 条にはこういう規定があります。

64 条第 1 項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置したものは、協会とその放送の受信について契約しなければならない。

第 2 項 協会はあらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ前項本文の規定により契約を締結したものから徴収する受信料を免除してはならない。

この 2 項で受信料という言葉が初めて出てきます。2 項では免除してはならないと規定されているが、逆に取らなければいけないとか、受信料はこういうふうが発生するという規定はありません。民法の売買契約には、買主については支払い義務があり、売主は引き渡す義務が発生する、ということが条文にそれぞれ書いてある。ところが放送法 64 条 1 項には受信契約を締結しなさいと書いてあるだけで、契約したら受信料を支払わなければいけないとか、逆に NHK 側は受信契約したらどんな義務を負うのか、ということについては何も書いてない。

放送法上の手ごかりは、これだけしかない。ここからしか導くことはできない。だから、果たして受信料とはどういう性格を持つのか、書いてないから解釈しかありません。

さて、それでは受信料って何だろう、ということです。

ところで、宮内受信料裁判では受信料の法的性質が問題になった。それはどんな事件なのか。平成 24 年 12 月 1 日以降の放送受信料を宮内さんが払わなかったとして、NHK が 43,980 円を支払えと訴訟を起こした。この裁判では、原告が NHK、被告が宮内さん。

受信料を支払っていない人はたくさんいるが、NHK から不払いで訴訟を起こされている人は多くない。宮内さんが特別に選ばれたのか？ 突然裁判所から手紙が来た。それには訴訟内容が書いてあった。

金額が 43,980 円。弁護士費用を考えると 4 万数千円の金額をめぐる訴訟では割が合わない。たぶん本格的裁判になるとは NHK も想定していなかったと思われ、奈良の簡易裁判所（金額が安かったり、難しくない事件を扱う場合に使うことが多い。裁判も 1 回ぐらいで終わることが多い。）に係属した。しかし、今回の事件は大事件です。宮内さんはこんな簡単な裁判で争うつもりはない。地方裁判所に移送するよう申しを行った。どう申請したのか

本件は放送受信料請求事件であるが、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、受信料の支払い停止の経過、などにとどまらず、受信料支払い契約の法的性格、NHK の放送法遵守義務、契約者の義務との関係など、論点が多数あり、また社会的影響も極めて大きい、よって本件は奈良地方裁判所に移送するよう申し立てる。裁判官は 1 人ではなく合議制でやってほしい。



辰巳創史弁護士

これに対して、NHKはびっくりして「受信料の法的性格云々は、本件の訴訟との関連性が不明。よって地裁への移送は不当である」と考える。」と反論。しかし、裁判所は奈良地裁への移送を決定した。ここから本格的な裁判が始まった。

宮内さんは金が無いから払えないと言っているのではなく、確たる理由があつて払っていなかった。宮内さんは平成 24 年 10 月 26 日以降受信料の支払いを停止したがそれには理由がある。どんな理由か。宮内さんの主張は、平成 21 年 3 月 15 日受信契約を締結した。放送受信契約の法的性質は受信料の対価として、受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。NHKは放送事業者として放送法を遵守するというを義務付けられており、NHKが放送法を遵守することは受信契約の内容となっている。しかしながら、NHKは 4 条に違反し、多角的な意見をふまえて報道することをせず、従って政治的公平性を欠いた放送を行っている。NHKは放送法を守った放送をする義務がある。だから、NHKによる役務提供が不完全である。従って被告は対価としての受信料支払いを拒むことができる。

NHKが不完全な放送をしているので、こちらも受信料を支払いません、という同時履行の抗弁権と継続的契約における不安の抗弁権の二つの抗弁権を立てて、支払い拒否を正当化しようとした。

放送法 4 条とは、

- ①公安および善良な風俗を害しない②政治的に公平であること③報道は事実を曲げないこと④意見の対立している問題は多くの論点を明らかにすること

放送法 4 条を守っていないと言ったが、4 条の 3 号、4 号は報道の問題であつて、しかも事実に基づくものであるから客観的に分かる。NHKはこれを守っていないじゃないか、と我々は主張した。

宮内さんの主張をもう少し詳しく言うと

法的性質とは、受信料は税金のように一方的に払うのではなく、受信料は文字通り受信の対価であり、受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。従ってNHKが放送法 4 条に明確に違反する放送を継続的に行い、通常の批判活動でその是正が不可能な場合は、受信契約者は受信料の支払いを拒むことができる。それぞれが負担するという契約で、一方的な契約ではない。誰が見たってこの放送はおかしいのでは、という放送が続き、これに基づいてNHKを批判しても、全く是正されない。最後の手段として金を払わないということです。

我々の言っている法的性格の理由

- ① 受信料債権が、私人間の契約に基づく債券で構成されており、特殊な法的権利として立証されているわけではなく民事訴訟手段に基づき権利を実現することを要し、滞納処分のような特別な制度は設けられていない。
- ② 放送法 64 条では受信契約を「その放送の受信についての契約」と表記されていて、受信と受信料に対価性があることを示している。

法律上は税金などとは違い、ふつうの売買契約と同じだとされている。税金は払わなかったら強制的に差し押さえられるが、債券は払わなかったら、裁判にかけられ地裁、高裁、最高裁と進み、最終的に判決が下りてから強制的に支払わされる。

受信料もこれと同じで受信料も滞納処分のようにNHKがいきなり財産を差し押さえすることはできない。宮内さんのように、NHKは払えという裁判を起こして最終的に勝ったという判決が出て、これで初めて、宮内さんの預金とか財産を差し押さえることができる。そういう実現のさせ方である。じゃあ受信料もそういうやり方なら、普通の金の問題と一緒にです。しかも放送法 64 条は、受信契約のことを、この放送の受信についての契約と表現している。受信についての契約だから受信ありきである。つまり受信と受信料は対価があることを前提にしているのではないか。

さらに、NHK自身がつくっているNHK放送受信規約の13条2項によると「地上系による放送のうち半月以上放送が無かった場合受信料は徴収しないと規定している。つまり受信料に見合うだけの放送と受信が無かった場合には受信料を徴収しないということであり、NHK自身が受信と受信料の支払いに対し対価性があることを認めている。

4番目としては裁判例がある。

平成24年2月29日、東京高裁の判決で「受信料とは文字通り受信(視聴可能性)の対価であり、受信と受信料に対価性があることは明白である」と判示されている。

我々はこう言った4つの理由を挙げて、主張した。

さて、NHKはどんな反応をしてきたか。

受信料の法的性質は特殊な負担金であり、対価制給付を前提としたものではない。特殊な負担金、つまり一方的な負担金であり、受信料をもらったからと言って、NHKが受信者に何かしなければならない、ということにはなっていない。その理由は

- ① 受信料に関する強制徴収の定めはない。
- ② 国際放送や放送と関連する業務など、受信可能性と無関係な業務についても受信料の支払い対象とされている。(関連業務についても放送法で受信料の対象とされている)
- ③ 放送を視聴するか否か、または視聴時間の長短にかかわらず料金が定額である。

さらにNHKは、放送法4条の各項の内容は放送番組の編成の自由にかかわる問題であり、国民の表現の自由であり、4条は法的義務ではなく、単なる倫理的な義務を定めたものである、モラルの問題ですよと言っている。何故かというと4条が義務付けられてしまうと自由に放送ができなくなる。だから自分たちには編集の自由があるから4条は法的には義務付けされていない。では、4条1項は何の意味があるのですか、ということに対して、単なる倫理的義務だから守らなかったからと言って法的にどうこう言われる筋合いではない、ということか。

NHKが言っている料金が定額であるから受信料の対価ではない、と言っているが、NHKではありませんが、見放題番組が有料でWOWOWとか、映画見放題とかありますが、あれでも見るかどうか、にかかわらず定額です。そのWOWOWなどは明らかな受信の対価です。それと同じなのに、NHKは料金が定額であるというだけで、＜受信の対価ではない＞というのはどうなのか。

4条1項に定める放送の自由については、高市発言で、自民党の気に入らない報道番組をすると停波も含めた措置を考えるのだと。要するに政権が放送を止めてしまうのだと、なぜだということと事実を曲げないですと書かれている。政府からみたら偏向しているのだと、だから止めてしまう・・・と言っています。というのに対して、確かにNHKの放送の自由、報道の自由、番組編成の自由は大事ですね。私たちもその通りだと思います。国から定められた法的義務ではないということも、我々は、はっきり言っています。これはNHKと同じ意見です。

ところが、我々が違うのは、それは国に対しては、そういう、国とNHKの間では法的義務ではありません。しかし、国民との関係では、やっぱり契約している以上、放送法を守ってもらわないといけません。我々はそんな権力があるわけが無いじゃないですか。我々が、放送がおかしいといっても、報道の自由が害されるとはとうてい思われたい。NHKは、対国との関係では倫理的義務かもしれないが、対国民(視聴者)との関係では、むしろ法的義務であって、なおかつ契約の内容になっている、このように我々は二重の基準で考えている。NHKは、対国との関係を、我々視聴者も同じだと言って、話を逸らしている。1回目の答弁として、宮内さんにはこういう正当性があるからだ、と言って反論した。それに対してNHKはさらに受信料の法的性質とか受信契約の法的性質について間違っていますよ、と反論してきた。よし、当然再回答して論破してやろうと思いきや、

いきなり裁判長は結審を言い渡そうとした。

この裁判では、合議体(裁判官 3 人、裁判人 6 人で構成)を求めているのですが、結局合議体にはさすがにしてくれなくて、単独の女性裁判官(森川さん)が担当した事件です。

我々がひととおり言って、傍聴席の 70 席がいっぱい、外にも 30~40 人が入れずにいた。そういうぎっしりの法廷なので我々弁護団も、普通の民事訴訟だったら書面を提出するだけで、陳述・答弁しますか聞いてきて、しますと言ったら、次の期日はといて、予定を入れて終わりです。

しかし、この裁判は、皆さんたくさん来て頂いているから全部のやり取りがわかるように、全部口頭でやって 15 分くらいかかった。普通は 1~2 分です。裁判長が、被告側の答弁は今日のところはこの通りだと言って、次回以降は、当然次回はどんなことをしましょうかと、普通は決めますが、いきなり裁判長が結審して判決を言い渡すと言い出したので、我々はびっくり、まだ主張をこれからやるんだという話なのに、たった 2 回ぐらいやっただけで、普通はこっちが言って、向こうが言って、また更に、こっちが再反論しますが、いきなり結審とは。全員がびっくりしました。

ベテラン弁護士が突然立ち上がり、忌避だ！忌避だ！と申した。というのは黙っているとそのまま判決期日を言い渡されてしまうことになり、言い渡されると裁判が終わってしまう。結論は明らかですね。中身が煮詰まっていけないので、忌避というめったに出さない、抜かすの宝刀ですが、裁判官忌避と言ってつめ寄った。いきなりどこどこと裁判長の所へ行って、何で終わっているのや、と云って、警備員が寄ってきて場が騒然となった。裁判長は期日言い渡しをしたかったのだけど、言えずに逃げて行った。忌避というのは書面でも出さなければいけないので、書記官は何日以内に出して下さいと・・・その日は終わった。

忌避とは何か。裁判官が不公平な、あるいは偏頗な裁判官だから、この人はやめてほしい、我々の裁判から外してほしいという申し立てです。これはめったにやることではなく、ベテラン弁護士でも一生に 1~2 回ある程度のもの。しかし、忌避申し立てはなかなか通らない。忌避理由が本当にそうなのか、その判断も同じ裁判所の別の裁判官がするだけの話なので、なかなか難しい。しかし、そのまま終わってしまうということはどうしても許せないことだった。

その結果はどうなったか、実際の裁判は 2 回だったが、忌避申し立てを行ったので別の裁判官が却下について審議する。その為に時間を待った。しばらくして却下になった。却下に対して抗告という申し立てを行い、それも却下になり・・・と再三争ったが、結局森川裁判官が期日を指定して判決が下りた。判決も受信料の法的性質や放送受信契約の法的性質を深く掘り下げることなく、あっさりと「特殊な負担金」論により敗訴となった。NHK への特殊な負担金だから、視聴者に負担する義務がある、といて、あっさり負けた。

宮内さんは負けてそれでおしまいというタイプの人ではない。しっかりと信念を持って、我々もああそうですか残念でしたねという弁護士団ではない。

それで、どうしたか。すぐに新訴を提起した。被告としてではなく原告として、こっちから逆に NHK を提訴した。被告という受け身の地位ではこの本格的な裁判の主導権を握れない、争点だって向こうが勝手に絞ってくる、こっちが考えたって向こうが訴えているわけだから。逆に NHK の方を訴えるのだ、といて訴えた。それが新しい事件で「放送法遵守義務確認等請求事件」である。

この請求の趣旨は

被告は原告に対しニュース報道番組において放送法第 4 条を遵守して放送する義務があることを確認する。被告は原告に対し金 5 万 5 千円を支払え。(5 万円は宮内さんが傷つけられたのでその慰謝料、5 千円は弁護士費用として)

また、予備的請求として

被告は原告に対し、ニュース報道番組において自ら定めた『国内放送基準』を遵守して放送す

る義務があることを確認する。

これは当たり前前で義務が無いとは言わせない・・・という確認訴訟を求めた裁判。

さらに原告を追加し集団訴訟とした。奈良近辺在住の原告をつくって集団訴訟で闘うのだと。現在、原告数は宮内さん含めて 118 名に達し、まだ募っていて最終的には 150 人くらいにしたいなと思っている。これをやると裁判所も奈良地裁民事部というなかで、一番偉い人、部長さんが担当になった。また、合議制にするようにしつこく言ったが、それはいまだにしてくれない。まだ何かあるでしょうと言いながら、長い訴訟をやっている、まだまだありますよと言って議論はどんどん深まっていった。

裁判の意義

判例では視聴者の主張を認めていない。しかし、従来判例では、受信料を支払わない裁判の中での理屈であるので、大義はNHKにあった。しかし、今回の訴訟は放送法 4 条を守れという極めて当たり前の訴訟であり「大義は」原告らにある。

残念ながら、我々いろんな主張をしてきたが、受信料の法的性質はまだ裁判で認められたことは無い。判決のほとんどは「特殊な負担金」となっている。しかし今までの判例は、受信料を支払わない中の理屈だから、NHK側に大義があった。しかし今回は放送法 4 条を守れという極めて当たり前の裁判、それこそ我々に大義があるはず・・・と確信している。

そして放送法 4 条を守れと抽象的なことを言っているのではなく、毎回の事実として、NHKがいかに偏った報道をしているか、これでもかこれでもかと毎回放送しているのではないかと主張している。今回の共謀罪の報道についてもしっかりで、毎回の裁判で言っている。放送の実態を指摘するということは、この裁判の勝ち負けはもちろん重要だが、NHKのニュースの在り方を変える手段にもなる。この裁判の経過で、どんなことが言われているかということを、NHKは実際ものすごく気にしている。裁判の経過は当然弁護士から聞いているし、そこでどんなやり取りがあったかは、NHKの法務部の人たちもみているし、一定の報告を受ける幹部も受けているはず。

最初の訴訟は不払いに対して支払えという NHK の訴えに対して、仕方ないから受けて立ったものだが、この裁判はそうではなく、原告は受信料を払っていることが前提で払っているのだから NHK にものを言う。

原発訴訟は負けても負けても提訴を続けているが、そのなかで勝ったりする事件が地裁レベルだけで出てきている。それと同じでNHKの在り方を問う訴訟を全国各地で起こすべきだろう。繰り返し、繰り返し訴訟し、負けることを恐れてはなりません。

この訴訟は不払いという消極的抵抗裁判ではなく、NHKに受信料を支払いながらNHKに要求する新しい裁判である。訴訟法的にはややこしい議論があるが大義は視聴者にある。

~~~~~

## 宮内さんの報告

私は 6 年前まで市議を 24 年間続けてきた。その私がなぜNHKの受信料を払わなくなったのか。

2012 年 12 月野田首相の解散総選挙時のNHKの報道を見て一時的に受信料の凍結を始めた。特にNHKの夜 7 時と 9 時のニュースではほぼ毎日 2 大政党の動向の後に、みんなの党、維新の会など第 3 極の動向を伝えることを繰り返した。政党選択を問う選挙だという枕ことばを使いながら、そういう報道をつづけた。既成の少数政党のことは



ほとんど後景に追いやられた・・・という実態があった。2 大政党に対極するのは第 3 極勢力、という限定された印象を作り出しているのではないかと、今のはやり言葉でいえば印象操作を当時の NHK がやっていたのではないかと私は考えた。

13 年 7 月、麻生副総理のナチスを肯定する発言（ナチスを見習ったらどうかね）を、NHK の夜 7 時、9 時のニュースではいっさい報道しなかった。（午後のニュースでは 2 分ほど取上げたが）NHK は公共放送という使命を忘れてしまったと、そのとき私は理解した。そのようなニュースに対して納得いかないということで受信料の不払いではなく、凍結という形で支払わなくなった。

その後、靱井体制になってからこの 3 年間に、国政を二分した戦争法報道では自民党や公明党のやり取りが中心で、法案の中身の問題点、あるいは集会・デの報道については、2 の次、3 の次の報道という扱いだった。

NHK を考える奈良の会に入り、弁護士さんと相談して、NHK から訴えられた裁判を正面から受けて立とうではないかと裁判が始まった。この裁判は全国の NHK を考える会の皆さん、視聴者コミュニティの醍醐先生など、皆さんから支援を受けている状況であります。

NHK から訴えられたこの裁判は結局 4 万 4 千円払えという判決で敗訴しましたが、この裁判では、森川裁判長から私への質問は無かった。2 回行われた意見陳述だけで結審したというのはくせものですね。直ちに裁判官の忌避を申し立てたが、そのとき 4 千名あまりの署名を求めて提出したが、しかし結果は先ほどの話の通り。

裁判というものは広く原告と被告の両者の意見を良く聞いてジャッジを下すのもだと思っていたがそうではなかった。そこで、NHK に対して放送法 4 条を守る義務がある裁判を起こしている。特に戦争法、特定秘密法、共謀罪などの NHK の報道が、政権寄りで公共放送としての役割を大きく逸脱している。4 条を守ってほしいということでこの闘いを現在やっている。この新しい訴訟は原発の集団訴訟と同じ形で、原告団は 118 名。

高市総務大臣発言のことだが、彼女は奈良県生駒市が選挙地盤である。その大臣が放送に介入する発言をした。この発言は非常に危険なものを感じる。時代の逆流を許さず、そういう立場で頑張らなければならないし、この裁判は時宜を得た裁判かな、と私は確信している。

NHK の上田体制でどうなるかということですが、国会答弁で放送法を遵守しますと明確に答えている点は評価したいが、共謀罪の報道では政権党の言うことをそのまま垂れ流している。国会の採決のとき、NHK は国会中継をしましたか、私の記憶ではなかったと思う。NHK は戦前大本営発表の道具にされたという歴史があるということで、これを繰り返さないためにも NHK 自身が言っている「皆さんに愛される NHK」になってもらいたい。そう申すためにも、私はがんばらなければならないと思っています。

最後に 2 週間ほど前に、もと生駒に住んでいた人から受信料の件で相談を受けた。その人は目が不自由な方で第 1 級障害者手帳を持っている。NHK の人に目が不自由なことを伝え、障害手帳を見せた。ところが家の中へ上がってきて、テレビは無い、しかし携帯電話を持っているではないかと、その携帯電話でテレビは見えるのではないかと、つまり受信設備があるじゃないか、受信料を払えと契約を迫られた・・・と言う。

調べると 1000 万人あまり、20% くらいの人が払っていないということですが、契約業務を受け持っている一部の外務職員がなりふりかまわず（全員と言うことではありませんが）、受信料を求めてきているという実態がある、ということです。

その人は仮に裁判をやったら支援してくれる人がいるのかと不安を持っている。そのような人たちともこれから連帯して運動を進められたらいいなと考えています。